

諸外国の再販売価格維持行為に関する規制等について

米国

米国においては、製造業者と卸売業者、小売業者等の異なる取引段階に属する企業間の垂直的制限行為についても、競争事業者間の水平的制限行為の場合と同様に、シャーマン法第 1 条¹の適用の可否が問題となる。

最低再販売価格維持行為については、1911 年のドクターマイルズ事件の連邦最高裁判所の判決以降、当然違法の原則が継続されてきたが、2007 年のリージン事件における連邦最高裁判所判決は、5 対 4 の僅差であったが、1911 年のドクターマイルズ事件判決を破棄して、最低再販売価格維持行為は合理の原則で律すべきであると宣言した。

EU

欧州競争法において、最低再販売価格維持は、複数の企業間における競争制限の合意として、価格カルテル等の水平的な競争制限行為の場合と同様に欧州機能条約第 101 条第 1 項²によって禁止されている。

【一括適用免除】

他方で、以下の全ての条件を満たす協定等は、欧州委員会は、EU 機能条約第 101 条第 1 項を適用しないことを宣言することができる(同条約第 101 条第 3 項)。

- ① 商品の生産・販売の改善又は技術的・経済的進歩の促進に役立ち、かつ、消費者に対しその結果として生ずる利益の公正な分配を行うものであること
- ② 前記の目的達成のために必要不可欠でない制限を参加事業者に課すものでなく、当該商品の実質的部分について、参加事業者に競争を排除する可能性を与えるものでもないこと

最低再販売価格維持を含む、垂直的制限行為への同条約第 101 条第 3 項に基づく適用免除については、欧州委員会により制定された 2010 年の規則第 330/2010 号（一括適用免除規則）に基づき判断が行われるが、同規則第 4 条(a)において、購入者の販売価格を決定する能力に係る制限を目的とする垂直的協定は、一括適用免除の対象ではない「ハードコア制限」と明示されており、最低販売価格維持については一括適用免除を受けることができないとされている。

¹シャーマン法 1 条 数州間又は外国との取引又は通商を制限するすべての契約、トラストその他の形態による結合又は共謀 (every contact, combination in the form of trust or otherwise, or conspiracy) は、これを違法とする。

² EU 機能条約第 101 条

1 加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ、域内市場の競争の機能を妨害し、制限し、若しくは歪曲する目的を有し、又はかかる結果をもたらす事業者間のすべての協定、事業者団体のすべての決定及びすべての共同行為であって、特に次の各号の一に該当する事項を内容とするものは、域内市場と両立しないものとし、禁止する。

a 直接又は間接に、購入価格若しくは販売価格又はその他の取引条件を決定すること
(略)

	英国	ドイツ	フランス	カナダ	豪州	韓国
関係法条	<p>英国内の取引に影響を及ぼし、かつ、英国内の競争の妨げ、制限又は歪曲を目的又は効果として有する事業者間の協定、事業者団体の決定又は協調慣行は、この部の規定に従って免除されない限り、禁止される。</p> <p>とりわけ、次の協定、決定、又は慣行に適用される。</p> <p>(a)購入若しくは販売価格又はその他の取引条件を直接又は間接に固定すること</p> <p>(略)</p> <p>(1998年競争法第2条)</p>	<p>事業者間の協定、事業者団体の決議及び相互協調的行為は、競争の阻害、制限、若しくは歪曲を目的とする場合は、又はそれをもたらす場合は禁止される。</p> <p>(競争制限禁止法第1条)</p>	<p>共同行為、慣習、明示若しくは黙示の協定又は団結であって、特に次に掲げる行為を目的とするものは、それが市場における競争の作用を妨げ、制限し、若しくは歪めることを目的とし、又はかかる効果を持ち得るときは、フランス国外に設立されたグループ会社を直接若しくは間接に介する場合であってもこれを禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の企業の市場への参入又は自由な競争活動を制限すること ・価格を人為的に引き上げ又は引き下げることにより市場の自由な作用に基づく価格決定を妨害すること <p>(略)</p> <p>(商法典第420-1条)</p>	<p>製造事業者等が、直接又は間接に、</p> <p>①その顧客等が販売する商品の価格について、協定、威嚇、約束等の方法により、引き上げるよう影響を与えたり、若しくは引き下げよう図ること</p> <p>又は</p> <p>②他の事業者の低価格販売政策を理由とした供給拒絶若しくは差別的取扱いであって、これらの行為が市場における競争に悪影響を与えた、与えている、又は与えるおそれがある場合、競争審判所は当該行為の禁止を命ずることができる。競争局長官及び私人が提訴可能。(競争法第76条)</p>	<p>法人又は個人事業者は、再販売価格維持行為を行ってはならない。(2010年競争・消費者法第48条)</p> <p>最低再販売価格の維持を条件として商品を供給すること(同法第96条(3))</p> <p>(a)等は、再販売価格維持行為に該当する。</p> <p>なお、再販売価格には、実際に供給する価格のみならず、広告価格、表示価格及び提示価格も含まれる(同法第96条(7))。</p>	<p>事業者は、再販売価格維持行為をしてはならない。ただし、商品又は役務を一定の価格以上で取引できないようにする最高価格維持行為であって、正当な理由がある場合は、この限りでない。(独占規制及び公正取引に関する法律第29条第1項)</p>

	英国	ドイツ	フランス	カナダ	豪州	韓国
近年の主な事案 (2010年以降)	OFT は、旅行会社 Booking.com B.V. 及び Expedia Inc とホテルチェーン InterContinental Hotels Group plc に対し、オンラインホテル予約に係る反競争的な垂直的協定を結んだとして異議告知書を送付した。旅行会社2社は InterContinental Hotels Group plc と、それぞれ別々に協定を締結しており、その協定は各旅行会社の宿泊料金の値下げを制限するものとされている。(2012年7月)	連邦カルテル庁は、電動工具メーカーTTS Tooltechnic が、推奨価格での販売を行わなければ契約条件を不利にするなどと脅すことによって、直販店に対し推奨価格での販売を強制したなどとして 820 万ユーロの制裁金を課した。(2012年8月)	競争委員会は、専門店(ペットショップ等)向けドッグフード及びキャットフードについて、Nestlé らメーカー3社が小売価格を拘束していたとして、総額約 3532 万ユーロの制裁金を課した。(2012年3月)		① 豪州競争・消費者委員会は、妊婦・子供用品メーカーである IGC Dorel 及び同社の CEO に対して、販売業者に、自社の Bertini ブランドのベビーカーの販売価格及び広告に掲載する価格を指示し、値引き販売できないようにしていたことが再販売価格維持に当たるとして、オーストラリア連邦裁判所に提訴した(2010年7月)。 ② 豪州競争・消費者委員会は、化粧品メーカーである Eternal Beauty Products に対して、販売業者に、自社の製品をオンラインで販売する際に、指示した価格以下で販売しないようにさせていたことが再販売価格維持に当たるとして、オーストラリア連邦裁判所に提訴した(2012年1月)。	韓国公取委は、Fissler Korea に対して、Fissler の圧力鍋の小売価格を設定し、販売業者に対し、当該価格よりも少しでも低い価格での販売を禁止することにより、最低販売価格を維持したとして、是正命令及び 1 億 7000 万ウォン(約 1360 万円)の課徴金を課した(2013年1月)。

(参考)

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

(昭和二十二年四月十四日法律第五十四号)

〔定義〕

第二条 (略)

2～8 (略)

9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～三 (略)

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

五・六 (略)

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

平成 15 年度以降の再販売価格維持行為に関する法的措置等一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日 (勧告審決年月日)
1	24 (措) 7	アディダス ジャパン(株) に対する件	<p>イーリートーンの販売に関し、遅くとも平成 22 年 3 月下旬以降、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に</p> <p>① イーリートーンのうち平成 22 年 10 月以前に発売したモデルを、アディダスジャパンの定めた値引き限度価格以上の価格で</p> <p>② イーリートーンのうち平成 22 年 11 月以降に発売したモデルを、アディダスジャパンの定めた本体価格どおりの価格で</p> <p>それぞれ販売するようにさせていた。</p>	19 条 (2 条 9 項 4 号)	24. 3. 2
2	20 (措) 14	ハマナカ(株) に対する件	<p>① ハマナカ毛糸について、値引き限度価格を定め、小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに、卸売業者をして、当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させ、小売業者が当該要請に応じない場合には、当該小売業者又は当該小売業者の取引先卸売業者に対するハマナカ毛糸の出荷を停止するなどしている。</p> <p>② インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を販売する場合においても、値引き限度価格以上の価格で販売させることとし、小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに、卸売業者をして、当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させていた。</p>	19 条 (一般 指定 12 項 1 号及び 2 号)	20. 6. 23

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日 (勧告審決年月日)
3	18 (措) 4	日産化学工業(株)に対する件	<p>ラウンドアップハイロード3品目の販売に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、ホームセンターに対し</p> <p>① 要請に応じないときは出荷を停止することを示唆して、同社が定めた希望小売価格で販売するよう要請し、この要請に応じないホームセンターに対し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、出荷を停止又はその数量を制限すること</p> <p>② 新規に「ラウンドアップハイロード」の商標を付した5リットル入りボトル又は500ミリリットル入りボトル3本パックを供給するに当たり、希望小売価格で販売することを取引の条件として提示し、これを受け入れたホームセンターに対し当該除草剤を供給することにより、希望小売価格で販売するようにさせていた。</p>	19条(一般指定12項1号及び2号)	18.5.22
4	16 (勧) 16	グリーングループ(株)に対する件	<p>自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に対し、正当な理由がないのに、自らの定めた希望小売価格を維持させる条件をつけて、「日田天領水」の商標を付したミネラルウォーター類を販売している。</p>	19条(一般指定12項1号及び2号)	16.5.21 (16.6.14)